

## 参考資料 2

科学技術・学術審議会 情報委員会  
情報科学技術分野における戦略的重要研究  
開発領域に関する検討会（第2回）  
令和6年5月14日

# 科学技術・学術審議会 情報委員会 情報科学技術分野における戦略的重要研究開発領域に関する検討会 公開の手続きについて

令和6年4月24日  
科学技術・学術審議会 情報委員会  
情報科学技術分野における戦略的  
重要研究開発領域に関する検討会

科学技術・学術審議会情報委員会運営規則第2条第10項及び科学技術・学術審議会情報委員会情報科学技術分野における戦略的重要研究開発領域に関する検討会運営規則第4条に基づき、科学技術・学術審議会情報委員会情報科学技術分野における戦略的重要研究開発領域に関する検討会（以下「検討会」という。）の公開の手続きについて、以下のよう定める。

1. 会議の日時・場所・議事を開催の原則1週間前の日（1週間前の日が行政機関の休日（以下「閉庁日」という。）の場合は、その直近の行政機関の休日でない日（以下「開庁日」という。）とする。）までにインターネット（文部科学省ホームページ <http://www.mext.go.jp/> の報道発表の一覧）に掲載するとともに、文部科学省大臣官房総務課広報室（文部科学記者会）に掲示する。
2. 傍聴については、以下のとおりとする。
  - （1）一般傍聴者
    - ①一般傍聴者については開催前日（前日が閉庁日の場合は、その直近の開庁日とする。以下同じ。）17時までに検討会の事務局（文部科学省研究振興局参事官（情報担当）付。以下「事務局」という。）に登録する。
    - ②受付は基本的には申込み順とし、多数の傍聴者が予想される場合には抽選も考慮する。
  - （2）報道関係傍聴者  
報道関係傍聴者については、1社につき原則1名とし、開催前日17時までに事務局に登録する。
  - （3）検討会関係者、各府省関係者  
検討会関係者、各府省関係者については、開催前日17時までに事務局に登録する。
3. 会議の撮影、録画、録音について

- (1) 傍聴者は、主査が禁止することが適当であると認める場合を除き、会議を撮影、録画、録音することができる。
- (2) 会議の撮影、録画、録音を希望する者は、傍聴登録時に登録する。  
なお、会議を撮影、録画、録音する者は、以下のことに従うものとする。
  - ①会議の撮影、録画、録音に際しては、会議の進行の妨げとならないよう、検討会の主査又は事務局の指示に従うものとする。
  - ②スチルカメラ及びビデオカメラによる撮影等は、事務局の指定する位置から行うものとする。
  - ③撮影用等照明器具の使用は原則として会議冒頭のみとする。
- (3) 検討会の記録は、委員等が確認済みの議事録をもって公式の記録とする。

#### 4. その他

- (1) 傍聴者が会議の進行を妨げていると検討会の主査が判断した場合には、退席を求めることができることとする。また、会議の開始後に入場する事を制限する場合がある。
- (2) 傍聴者数については、会場の都合により人数を制限する場合がある。
- (3) その他、詳細は検討会の主査の指示に従うこととする。